

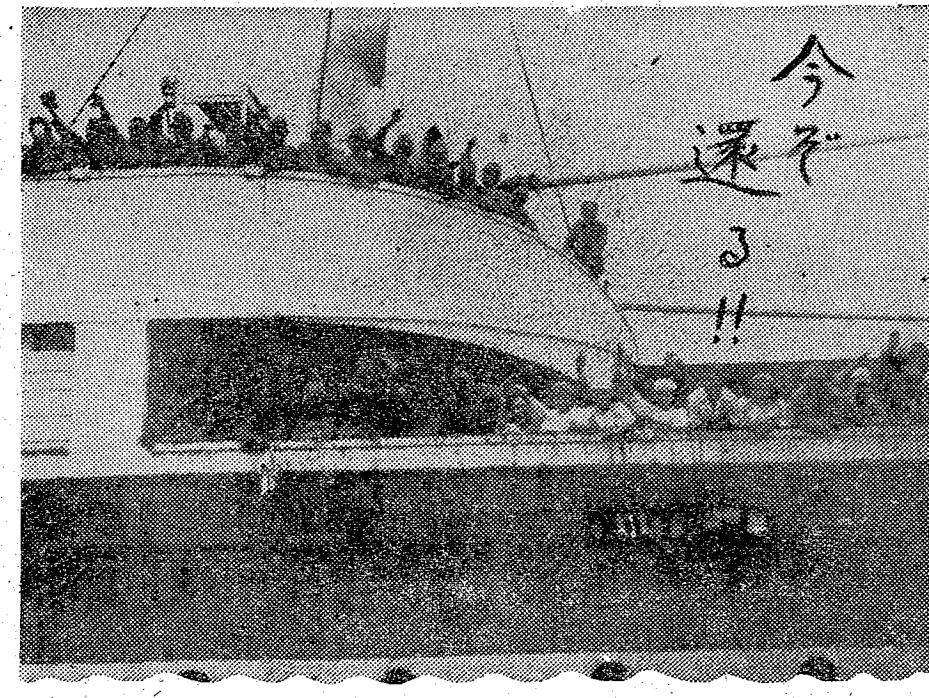


發行所 和歌山市小松原通 和歌山縣廳秘書課 編集兼發行人 藤三 印刷所 和歌山縣印刷所 定價 1部2圓50銭

### 八〇〇〇万の熱望乗せて 引揚船相次いで歸る

歸國の日を待つてはるかシベリアで四度の厳冬を送り迎え、抑留生活を終えてなつかしの祖國へ、家族の待つ故郷へ、喜びの復員者を乗せた第一船團の引揚船は、二十七日朝舞鶴入港を初めとして各船とも二〇〇〇名を乗せて無事歸國した。

昨年十二月、ソ連よりの引揚が停止されて以來、留守家族は勿論全國民學びて再開を待ったのであるが、四月五月と何の朗報もなく空しく過ぎて行つたが六月二十日に至りマ元師は對日理事會ソ連代表から一九四九年六月二十五日以降過去六ヶ月間のびのびとなつていた日本人の送還をソ連が再開する旨の書簡を受取つたと發表した。



引揚船より懐しの故里を望む

船とも全國民の歡叫に迎えられ、ソ連地區引揚者も乗せて歸國して里の様子を知りたい引揚者に縣内事情を照会した。尙第三船大拓丸第四船信濃丸には内田縣議會議長外三名が舞鶴港に迎えた。

知事始め厚生課長他舞鶴港に出発し第一船高砂丸第二船永徳丸で歸國した縣下の出身者五十人に心から歓迎の意を表し、一刻も早く郷里の様子を知りたい引揚者に縣内事情を照会した。尙第三船大拓丸第四船信濃丸には内田縣議會議長外三名が舞鶴港に迎えた。

本年の引揚者は冷く歡呼の出迎者も對してもふり歸らうとしないうるが、四年間も遠く異國の地で祖國の状況を知るに、ソ連で一行される日本新聞を唯一の便りとして、抑留生活を送つて来た者が多いのであるから無理もない。引揚の遅れるのも日本側が船を廻さないからだと思つておられるが、大部分は三月頃まで引揚者の語るところによるとナホカでは三月頃より數萬の者が待機して居るが日本から歸れないのだから、教へられていたと語つていた。出迎に行つた吾々は眞相を伝え、か本當に始まらなかつたが、舞鶴港に今

### 故國の眞相知らぬ引揚者 あたゝかい心で接しよう

「よくぞお歸り、御苦勞さんでした」「出迎え有難う」と日頃の顔に健かな笑みをつたへて、肉親と語らう。



小野知事は六月二十九日舞鶴港まで引揚者を出迎えてその勞をねぎらふ。

### 未復員者留守宅 詐欺事件の頻發

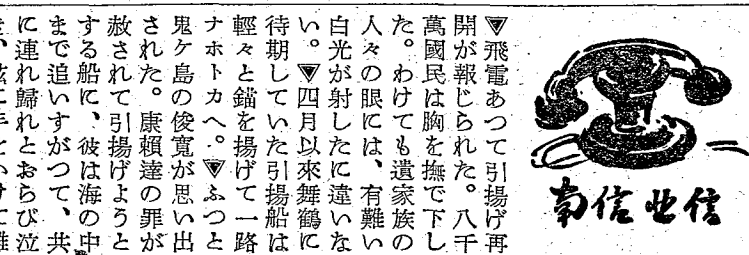
本年五月以來九州地方に於て焦そう不安の念に駆られて居る未復員者留守宅を訪ね、詐欺を働く者が現はれ被害が相當廣範圍に上つて居る。五月十八日鹿兒島縣出水郡出水町元満洲醫學生高橋忠孝(二三三)と自稱する者、鹿兒島郡西櫻島村、西俣さん方を訪問し、あなたの子息さんは十五日ナホカを出発十六日舞鶴に上陸、病院に入院されたが、注射をせねばならぬので、治療費が用となり、態々舞鶴から伺つたと詐り、現

### 眞相を知らぬのが「残念」だが止むを得ない

### これからの引揚援護が大切

【舞鶴出迎えを終えた 小野知事談】

感想を次のように語つた。「非常に元氣な姿で歸つてこられたことは何より喜ばしい。今度歸られた方は一般に少しも苦しかつたと言わず中には新日本建設に歸つて来た人と語る人もあり、すこぶる意氣盛んであつた。残念なことに本當の日本を愛する日本を愛する日本人の氣持を知つていない人が多かつた事である。歸國の遅れた理由も日本側だと考へていた人が多數だつた。だが四年間もソ連側のみの情報のみしか知らなかつたのだから止むを得ないかも知れない。引揚援護も引揚後が大切である。住宅の問題、就職の問題、資金の問題等いろいろあるが全力をつくしたい。



小野知事と談天する引揚者

千圓を頼まれて歸つたが、不審に思ひ世話課に出頭調査の結果詐欺と判明した。六月四日東京醫學部研究生醫學士久我政男と稱する二十五才の學生風の男が佐賀縣佐賀郡久保田村、大島さん方を訪ね、貴方の長男千代治さんが六月二日ナホカより病院船で舞鶴に上陸目下重態で舞鶴病院に入院中と巧みに欺き醫藥代三千圓を持去つた。尙久留米署管内だけでも被害二十數件に上つて居る。久我政男、久我政夫、久我政男はともに左脚不自由であるところから同一人と認められる要するに、遺家族の方々はすべて世話課に問合せ、當局から達しない限り、突然の訪問者には注意して巧言美言に欺かれぬよう注意されたいのである。(世話課)



### 人身保護法評釋(續)

2. 事件の移送  
裁判所は申請書の請求に基づき又は自己の職権に依つて事件を管轄権のある他の裁判所に移送することが出来る(法第八條)且最高裁判所は手続の進行如何を問はず、下級裁判所に未決の事件を移送せしめて之を再考再審することが出来る此の場合には最高裁判所は下級裁判所に對して移送命令を發し、且之を申請者に通知しなければならぬ。拘禁者には人身保護命令が發行された後に此の移送命令が通知される(法第二十三條、規則第四十三條)移送命令を受けたときは下級裁判所の書記はその事件の記録を速かに最高裁判所に送付する。事件が移送された時は最高裁判所は直接にその事件を再調査し下級裁判所の決定又は判決を取消し若しくは變更することが出来る。移送命令の發せられた後は、その事件は始めから最高裁判所に屬するものと看做される(規則第四十四條)

3. 裁判  
A 裁判の期日と場所  
裁判所は裁判の期日と場所を指定する。人身保護命令の送達と裁判の日との間には三日の期間が與えられなければならない。裁判は救済の申請書が提出された日から一週間以内に行われなければならない。但し此の期間は裁判所に依つて短縮し又は延長することが出来る(法第十二條、規則第三十二條)

B 通知と召喚  
逮捕令を發行した裁判所及びその裁判所の検事局の検事は裁判に關して通知を受け且つ其の裁判に出席することを要する(規則第三十二條)裁判には申請者又は其の代理人、被告人及び

於て、若しその判事が申立に相當の理由があると認められたらば手続は停止される(規則第十二條、規則第二十二條)  
C 裁判の執行  
裁判は公開される法廷で行われ、民事訴訟手續法中に規定する口頭辯論によつて遂行される(法第十四條、規則第三十三條)  
D 裁判の出席  
被告人、その辯護人、拘禁者、申請者、又はその代理人若しくは検事は、裁判の最初の日に法廷に出席するよう要求せられる。但し次の例外がある。  
(1)被告人が止むを得ざる事情にて出席出来ないため、其の辯護人が出席することを承諾した場合  
(2)被告人がその辯護人の欠席を承諾し、而して自己の申言中に記載されてある詳細な口頭で述べられたものであると裁判所が思考すれば、申請者もその代理人も出席を要求されない。  
拘禁者が被告人を拘禁する理由を陳述し、被告人が此の陳述に答辯した後、裁判所は上記の何人も出席せしめずして裁判を執行する(法第十四條、規則第三十一條、第三十二條)  
E 辯護人  
若し辯護人が未だ雇われていないならば被告人は拘禁者に對して自分で選擇した辯護人を選任して與へるよう要求することが出来る。若し二人以上の辯護士が指定されたならば、その中の一人だけが通告されれば被告人又は申請者は、裁判所は直ちに其の辯護人に通知しなければならぬ。もし或る犯罪を犯した嫌疑のある被告人に既に辯護人が上訴を提起し、申請を撤回するものが出来る。而して被告人は其の他の望む手続を行ふをなすことが出来る。但し被告人の行為と矛盾する申請者の行為と矛盾する場合は、(規則第二十九條、第三十四條)

4. 審問  
A 拘禁の理由陳述  
人身保護命令に對する回答書中に記述された拘禁の事實と理由を述べ、裁判の最初の日に出席を要求せられた被告人又は申請者またはその代理人は、此の陳述を否認し或は承認し、證據を提出し、申請に對して異議を申立て、上訴を提起し、申請を撤回することが出来る。而して被告人は其の他の望む手続を行ふをなすことが出来る。但し被告人の行為と矛盾する申請者の行為と矛盾する場合は、(規則第二十九條、第三十四條)  
B 推定證據  
裁判所は申請に對する、陳述と理由を調査し、推定證據の資料を開示後、拘禁の理由を、推定的に證明する様に要求される拘禁者の説明を聞く。總て判決又は拘禁は合法的なものと推定される(法第十五條、規則第二十九條)  
C 申請の撤回  
申請に對する決定が與へられる迄は拘禁者の承諾無しの申請を撤回することが出来る。撤回は書面に依つて爲されねばならない。但し裁判の日に口頭を以て撤回する事が出来る(規則第三十四條、第三十五條)  
D 裁判の執行  
判決の執行は、命令は復活に關する判決、命令は復活に關する判決、命令の効力  
判決又は拘留令狀の執行が行われた時に拘禁として、人身保護命令はかつて發行されなかつたものと看做される。而して仮釋放の許可又は取消は、懲役又は許容を待つ間の拘留期間及び刑事補償法に基く補償に關する限りでは、仮出獄の措置もしくはその取消と看做される(規則第四十五條)  
E 人身保護令狀に基く救済後の拘禁  
人身保護令狀に基いて釋放された者は裁判所の判決によらなければ再び同一の理由で拘禁されない(法第二十五條)

費用  
申請が必要なる證明と推定證據を欠くが爲に、もしくは證據又は裁判に於て理由はなすと判明したために却下された場合には、拘禁者は申請者に對して手續に要した費用の全部又は一部の支拂を要求することが出来る(法第十七條)手續の費用は民事訴訟手續法に基く費用に加ふるに被告人の旅費、日當、宿泊料、及び裁判所が被告人の辯護人として任命した辯護士の旅費、日當、宿泊料及び報酬に限定されて居る(規則第三十八條)此等の費用の金額は民事訴訟手續に於ける片方の費用と同額である(規則第三十八條)

### 経済九原則について

味が大きなラインだと思考せられる。以下此の九原則を逐條的に各項目について概観してみよう。  
(一) 支出は出来るだけ引縮めることによつて出来る限り近い將來に總會算の眞の均衡をはかり、必要かつ

於て、若しその判事が申立に相當の理由があると認められたらば手続は停止される(規則第十二條、規則第二十二條)  
C 裁判の執行  
裁判は公開される法廷で行われ、民事訴訟手續法中に規定する口頭辯論によつて遂行される(法第十四條、規則第三十三條)  
D 裁判の出席  
被告人、その辯護人、拘禁者、申請者、又はその代理人若しくは検事は、裁判の最初の日に法廷に出席するよう要求せられる。但し次の例外がある。  
(1)被告人が止むを得ざる事情にて出席出来ないため、其の辯護人が出席することを承諾した場合  
(2)被告人がその辯護人の欠席を承諾し、而して自己の申言中に記載されてある詳細な口頭で述べられたものであると裁判所が思考すれば、申請者もその代理人も出席を要求されない。  
拘禁者が被告人を拘禁する理由を陳述し、被告人が此の陳述に答辯した後、裁判所は上記の何人も出席せしめずして裁判を執行する(法第十四條、規則第三十一條、第三十二條)  
E 辯護人  
若し辯護人が未だ雇われていないならば被告人は拘禁者に對して自分で選擇した辯護人を選任して與へるよう要求することが出来る。若し二人以上の辯護士が指定されたならば、その中の一人だけが通告されれば被告人又は申請者は、裁判所は直ちに其の辯護人に通知しなければならぬ。もし或る犯罪を犯した嫌疑のある被告人に既に辯護人が上訴を提起し、申請を撤回するものが出来る。而して被告人は其の他の望む手続を行ふをなすことが出来る。但し被告人の行為と矛盾する申請者の行為と矛盾する場合は、(規則第二十九條、第三十四條)  
B 推定證據  
裁判所は申請に對する、陳述と理由を調査し、推定證據の資料を開示後、拘禁の理由を、推定的に證明する様に要求される拘禁者の説明を聞く。總て判決又は拘禁は合法的なものと推定される(法第十五條、規則第二十九條)  
C 申請の撤回  
申請に對する決定が與へられる迄は拘禁者の承諾無しの申請を撤回することが出来る。撤回は書面に依つて爲されねばならない。但し裁判の日に口頭を以て撤回する事が出来る(規則第三十四條、第三十五條)  
D 裁判の執行  
判決の執行は、命令は復活に關する判決、命令は復活に關する判決、命令の効力  
判決又は拘留令狀の執行が行われた時に拘禁として、人身保護命令はかつて發行されなかつたものと看做される。而して仮釋放の許可又は取消は、懲役又は許容を待つ間の拘留期間及び刑事補償法に基く補償に關する限りでは、仮出獄の措置もしくはその取消と看做される(規則第四十五條)  
E 人身保護令狀に基く救済後の拘禁  
人身保護令狀に基いて釋放された者は裁判所の判決によらなければ再び同一の理由で拘禁されない(法第二十五條)

適切な新歳入を含めて、政府の全歳入を最大限に擴大する。  
現在までの日銀の通貨發行要因を検討すると政府關係が七〇、八〇%を占め復金と民間の財政は一般會計だけのバランスを合せて、その實の赤字を特別會計や地方會計にシワ寄せして来た。今後は一般會計特別會計及び政府關係諸機關の全体を通じて眞の均衡が必要であり又地方會計に於ても眞の均衡が必要である。  
(二) 徴税の促進  
本年年度豫算が總合豫算の實質的均衡を確保するに於て、建全財政を強く要請している所以は此處にある。現在まで

の逃走を企てたる者、人身保護法に規定された救済手段を妨害しもしくは無効ならしめたる者、及び個人の拘禁に關し裁判所の要求する報告書中に故意に虚偽の陳述をなしたる者は二年以下の懲役に處せられる(法第二十六條) (終)

★「縣民の友」も號を重ねること五十八、相も變らぬ編集の拙劣さは誠に恥かしき極みであるが、本號よりは待望の九ボイ、四頁版として世に送る事になつた。  
★前途には猶幾多の障害が山積している事と思われ、編集部一同萬難を排して、愛される新聞その名にふさわしい新聞たらしめるべく努力する覚悟である。  
★今後の編集方針としては、出来るだけ多く縣民各位の聲を盛りたい終戦後四歳、かつての天下り式行政方法を排して、萬人の正しい理性による縣政なり政治なりが推進されてよい頃である。  
★その爲にも縣政の弘報機關紙である「縣民の友」を利用するのが最も捷徑ではあるまいか。

### 経済九原則について

### 判決

### G 上訴

### H 罰則

1. 判決の期日  
特別事情の無い限り判決は裁判終了の日から五日以内に言渡されねばならない(規則第三十六條)  
2. 被拘禁者の措置  
A 不充分なる根據に基く申請申請に充分の根據がない事が判れば、裁判所は決定を以てその申請を却下し、仮釋放を取消して被拘禁者を拘禁者に返す(法第十六條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

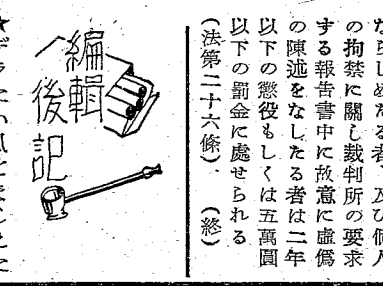
1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)

1. 豫審に基く裁定に對する上訴  
被告人を釋放すべき何等の理由も存在しないと云ふ根據に基き審問を行う事なくして申請を却下する事云う判決に對しては、その判決が言渡されてから三日以内に最高裁判所に控訴することが出来る(法第十一條、第二十一條、規則第十八條)  
2. 下級裁判所の決定に對する上訴  
下級裁判所のなした決定に對しては、その決定が言渡されてから三日以内に最高裁判所に上訴することが出来る。但し控訴は出来な(法第十一條、規則第十八條)



# 九原則實施の縣民會

## — 専門家に迫る —

### 緊急質問の數かず

七月一日午後一時半、經濟安定九原則實施旬間第一日の幕は切つて落され、和歌山市吹上小學校講堂で縣民會が開催された。經濟安定委員會々々長代理、同副會長、内田縣會議長の開會の辭に引續き、「豫算の均衡」大阪財務局長和歌山地方部長浦原英一氏、「徴税の促進強化」和歌山稅務署長目清二氏、「不急需の制限」日銀和歌山事務所長吉田亮平氏、「資金安定」和歌山労働基準局長南野静夫氏、「物價統制計畫の擴大強化」和歌山經濟調査廳長野澤祐氏、貿易管理強化「吉田亮平氏、輸出中心に物資制管と配給改善」主要原料や國産品の増産「縣經商工長高井利三氏、「食糧供出の改善」縣農林部長永井純一郎の講師諸氏順次立つてその専門的立場より説明し縣民協力の必要を強調して小懇後質疑應答に入つた。

一、どうすれば輸出を盛んにすることが出来るか  
高井講師「世界經濟の一環をなしているから世界經濟が明るくならなければいけない。輸出先が意の如くいかない。濠洲などもドル資金が不足しているし中國も今の所餘り期待出来ない。しかし、良品を安く賣るといふ事が原則である。その爲めには生産の合理化をし、原料の入手難を克服せねばならない。非常な努力が必要である。うまくゆけば十八年には輸出がトントンになる。非観的なこともよいがいばらの道である。

二、資金不拂いについて  
永井農林部長「生産條件いろいろある。米價工場生産品の價額を押さえることになつて米價も上げられないと

で、地方で協定してやつて貰つてゐるか、うまくゆかない。工夫して見たい。褒賞物資は民自身の意志で決めて貰いたい。田植酒少しで申譯ない。

四、勤勞者の所得税を下げる意向はないか。  
一、最低賃銀制は實施されるか。  
二、和歌山稅務署長「改良の望みの中に軽減が取り上げられてゐる。その線で行くのではない。又最低賃銀制は實施されるか。

本縣ではこれらの残留者の引揚促進運動をなすと共に、引揚げてこられた方々を援護する爲「和歌山縣引揚促進援護會」が結成され（本部事務所、和歌山市七番丁、引揚者更生

はインフレ昂進下では決めても駄目なので今日に至つてゐる。マシな部主催の勞資懇談會でも早く決めて欲しいとの事であつた。労働省でもそうしたい意向である。速からず決められるのではないか。手續、技術が困難である。

五、日備賃銀に公定はないか  
永井農林部長「一昨年縣で協定した。そして守つてくれと指示したが、今後もしやらないか。

六、縣下の主要輸出品は何々か  
高井農工課長「爲替レートの三六〇圓で採算とれるもの、機織工業、織維製品、機織工業、貝卸、蜜柑、梅干、ふかのヒレ、生糸、釣竿、綿糸、魚籠、椎茸。缺點を補つて、企業の合理化を行へば、採算可能になるもの、シル織物、メリヤス、採算割れのもの、貝卸帽子、綿帯、メリヤス製品

七、不急需の制限とあるが、小規模でも輸出に役立つものに融資するか。  
吉田日銀和歌山事務所「豫定時刻三十分も経過してゐたので、盛會裡に閉會した。

九〇%を占める中小工業者の金すまりをどうするが、中央でも問題にしている。多くは三五人の手内工業であるが、これは對象にならなない。企業は健全と輸出に役立つ輸出品と生産業者であるからとて一概にはいかなない。実績あり信用あれば對象になる。

民主政治の成功の秘訣に、宣傳という手段があるのは既に社會通念である。然しその宣傳にも四十八手の裏表があるかどうかは知らないが、その方法の巧拙によつては結果に於ける得失に雲泥の差が生ずる。種々の社會事象、殊に政界、經濟界に於て顯著に表われない。私には間違ひはない。私はたゞありのままを書いただけだ」と附言した。

内心の不満を押えて任務に服したBは、その晩の日誌に、「本日Aは一日中酔つぱらつてゐた。と書いた。次の日はAはそれを見て怒つた。『けしからん。まるで私は他日酔つてゐるのと同じに見える。私を酒を一つも飲まないのは君も知つてゐる筈だ。中傷以外何のでもない』



引揚の方々を迎えて  
縣民生部長 福井榮一

の心配であつただけでそれだけ今、お元氣な姿を見て喜びも亦大きなものがあります。それと共に又心配になるのは残留同胞のことです。ソ連側の發表した元軍人九萬五千人は恐らく本年中に引揚完了すると思ひますが、一般邦人等残留者全部は果たして何時歸られるだろうかとのうことでありませう。

私共は是等の方々全部の引揚が一日も速く完了することを心からお祈りすると共に引揚促進に一層努力しなければならぬと思ひます。

會内）各都市には其の支部が（事務所は各地方事務所、各市役所内）、各町村には分會が（事務所は各町村役場）設置せられ、縣民各位の協力を得て夫々活躍して下さつて居ります。現在この援護會本部では舞鶴へ常駐員を派遣して上陸地に於けるお世話に當らしめると共に、本部、支部の關係者が交代で二名の宛東舞鶴驛迄出迎え、和歌浦せんべい、郷土新聞、たばこ、マッチ、パンフレットなどを慰問品として贈り、勞苦をねぎらい、郷土の實

和歌山市支部の方々が茶菓の接待をして出迎へ、汽車の都合で當日

郷里へ歸られると援護會支部、分會で引揚の方々のお宅を訪問した

和歌山觀光寫眞コンテスト  
第一回觀光寫眞コンテストに引續き、今回和歌山縣及び全日本寫眞連盟關西本部後援の下に、第二回の寫眞コンテストを行うことになつた。應募締切は本年十月末日迄となつてゐる。腕に自慢の方々の多數應募を望んでゐる。詳細は和歌山縣廳内、觀光連盟に問合せられたい。

慰問の會合を催したり、今後の諸問題について御相談にあずかることになつてゐます。各市町村では充分準備を整えて下さつてゐると思ひますが尙一層工夫努力して頂くよう切望致します。四年もの長い間異郷に苦しみ、自立經濟への陣痛期にある日本に歸還された方々は最も大きな犠牲者と思われま

「さうあなたがお下戸であることは私も知つてゐる。しかしあなた昨日酔つぱらつてゐた。私にはその事實を書いただけだ」とBはひややかに答へた。この日誌は二つとも事實には違ひない。しかし表現如何によつては、反對の印象を讀者に與えるものである。

一徹Bは酒に目のまはるか二人は意志の疎通を缺いてゐた。或る日Aが監督してゐる附近で酔つぱらつたBが醜態を演じた。苦々しく思



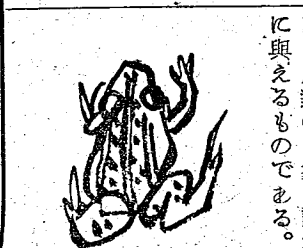
一路故里へ、肉親の元へ

# 表現の魔術

つたAはその事實を日誌に記入したのである。翌日それを見たBは怒つた。「非番の時は我々は好きな事をしてよ。答だ。之を讀んだら社長は何と申すか」と詰寄つた。「それは私にも知つてゐる」とAは靜かに答へた。「しかし君が昨日酔つぱらつてゐたのは間違ひはない。私はたゞありのままを書いただけだ」と附言した。

内心の不満を押えて任務に服したBは、その晩の日誌に、「本日Aは一日中酔つぱらつてゐた。と書いた。次の日はAはそれを見て怒つた。『けしからん。まるで私は他日酔つてゐるのと同じに見える。私を酒を一つも飲まないのは君も知つてゐる筈だ。中傷以外何のでもない』

「さうあなたがお下戸であることは私も知つてゐる。しかしあなた昨日酔つぱらつてゐた。私にはその事實を書いただけだ」とBはひややかに答へた。この日誌は二つとも事實には違ひない。しかし表現如何によつては、反對の印象を讀者に與えるものである。





文化  
人よ、よぢ難いあの山がいかにか高いとも飛躍の念さへ切ならば恐れるなけれ不可能の金の駿馬をせめてよ  
エミール、  
ベルハアレン

### 名勝舊蹟観光コンテスト

#### 潮の岬の大景観

栗栖安一

本州の最南端、濱木綿の花咲き匂うところそこには明治六年九月に創設された有名な燈臺があつて、五萬五千燭光の白光が遠く熊野灘の洋上を照らしているが、もつと遠く幾萬涯の南方から押寄せてくる怒濤は、この燈臺の脚下幾十米突の巖壁をかみ、大地をゆすぶるどうとうの響きと共に、高く飛まつをあげて、四季の別ちもなく潮の花を空に咲かせているさまは、眞に豪雄雄の極みである。

熊野詣うでをその念願としていた父母を案内して、此の壯觀を樂しんだのは今から二十一年も昔のことであつた。夏期大掃除の日のことであつたから、燈臺に上ることは許されなかつたけれど、七十枚の花こう岩板を積み重ねた十九米突白色の圓塔を見上げ、「夜ともなれば、世界の港々え行く船も、黒潮のうね

りに乗つて鯉を釣る舟も、みなこの燈臺の光を唯一の頼みとするのですね」と、感慨深げに仰ぎながらつぶやいていた父の姿を憶ひ出す。

燈臺から東を數町歩むと、そこに展がるのは一望眼も醒める緑の大草原である。この草原に点々と見えるのは放牧している牛の群である。或るものは臥してめい想にふけり、或るものは子牛と戯れ、或るものは草喰みやめて潮の聲に聞きほれてゐる。太古の眺めをこのまゝに見る。だが、この芝生の突端にじゆ立するものは、明治四十四一年全國に懸けて設置された無線電信のポールである。關東大地震の時、先ずその第一報を全國に報じたのは、此の大無電局だつた。東亞戦争の際には、幾度かの虚報の報にこのポールは定めし濫面を作つたことであらう。過去四十年に餘る此の無電の發受した事件の數々を物語らせたなら、どんなに感慨無量のことが多きことだらう。芝生の上に寝ころんで

黒潮の勇壯な調べを聴き、仰いで無電の塔に秘言を聴き、親子の牛の戯れるのを見ながら、串本から四軒の道を提げて来た西瓜の湯をいやした思出も、既に亡くなつて幾年にもなる父母の追憶と共に蘇る。其の後、こゝに遊ぶこと三度、幾度來ても見果てぬ夢のように興趣の盡きない海と陸との大景観である。

国立公園に編入されるのも當然なことと思われ。なほこの地に遊ぶ者の見落してならないのは、大草原の南端近く御製碑のあることである。紀の國の潮の岬に立ち寄りて沖にたなびく雲をみるかな。陛下が紀南を御巡幸遊ばした時の御歌であらう。瑞雲のたなびきと

御覽なされたのであらうけれど、數年後には太平洋上に血の雨となつて降り荒れたのは、悲しいことであつた。この碑前に立つ人々は長く無量の感にうたれることであらう。

また折もあれば、乗縁の毛せんの上に坐つて、南國豪壯の大自然をほしめ、懐かしい牛どもに會つて見たいものである。



(観光聯盟提供)

星流にうらみかきく  
月よ、よぢ難いあの山がいかにか高いとも

### 【論文】児童の不良化防止について

日高郡名田小學校 東 公

(ハ)不良學徒の増加  
私は前項に於て中流普通児童の犯罪増加について述べたが、この項と関連して、學徒にして不良化して犯罪者となつた者が激増して來た事も著しい傾向の一つと見てよいであらうと思はれます。和歌山縣に於きましても學徒の犯罪は全少年犯罪の十三%を占めており昭和二十二年の學徒犯罪は昭和二十年の二、八倍にも増加したと申されてゐます。

昭和二十二年に於て全少年審判所の處分した學徒は全事件の五、五%であつたのに比し何と學徒犯罪が増加したものであつたか。

世間は首きり旋風のまつさ中である。職業安定所には沈痛な顔が集まる。どれもこれも、樂しかろう管のない顔のものもつと多。

「仕事は、仲々ありませんよ、筋肉労働をやつた経験がありませんか。」  
安定所の職員が聲を上げて立つた。

「ないですな」と答えた。

「そうですか、それだつて、求職に對する求人は、きわめて少ないのですが、待つていたければ、何とか、あると思いませんか。」  
「しかし、力仕事には自信がありませんよ。」

「そのかと思はれます。京都府少年防犯課が不良行為者として取調べた青少年中五十一%の即ち半分が學徒でありその三分が即ち過半数が小學校の児童であつたとかであります。日本全國の少年犯罪者の教育程度を概観してみましても小學校高等科卒が一番多く尋常科卒が之に次ぎ中學退中卒が之に次ぎと言順になつてゐます。環境的には犯罪と最もかけはなれた學園に身を置く者であり乍ら而も現實がかくも相反した不良兒を多く出してゐると言ふ事はまことになげかわしいものかと驚嘆の外なものであります。京都府少年防犯課が不良行為者として取調べた青少年中五十一%の即ち半分が學徒でありその三分が即ち過半数が小學校の児童であつたとかであります。日本全國の少年犯罪者の教育程度を概観してみましても小學校高等科卒が一番多く尋常科卒が之に次ぎ中學退中卒が之に次ぎと言順になつてゐます。環境的には犯罪と最もかけはなれた學園に身を置く者であり乍ら而も現實がかくも相反した不良兒を多く出してゐると言ふ事はまことになげかわしいものかと驚嘆の外なものであります。

米國の或不良少年のみを收容してゐる州立の學校生徒四百人に就いてその不良原因を調査した所、その四七、五%が學校が面白くない、無断欠席してゐた者が二五、八%は學校嫌で、一八、八%は教師と衝突した者で、四四%が勉強困難二、五%が品行不良として教師からいられたかであるが我國のそれと似通つた所が多いのであります。

これら學徒の不良化原因は一般少年と同じく今日の社會的經濟的思想的混亂に基因するものもありませんが一般に學校で放任され忘れられて教化の恵を十分うけられずにいる者が多いのであります。この事よりみましても少年不良化防止に學校がもつと防犯教育に力を注ぐべきだと思ひます。「新教育即防犯教育」之は私の常に念願してゐる事の一つであります。

以上私は最近に於ける兒童不良化の特に著しい傾向として少年犯罪件數の急激な増加とその質の悪化と、中流普通児童の不良化の昂進と學徒犯罪の急増の三點についてごく概略的に述べたのですが、さらば少年の不良化防止に如何なる對策を講じなくてはならないかと云ふ点について以下述べてみたいと思ひます。(續く)

#### 縣民の友歌壇

朝空に麥焼く音がひびくるさわやけ  
われはつとめに出でむ 泉 本山 次  
桐の花つゆとき道の雜草に散りてかそけし  
夏立つあした 山本 一 夫  
手習いに通ふ夕路や新月の清らに浮くに  
心寄せつ 建田 圭以子  
光るなき光みちみつ空と海の相合ふ方の  
一線ははるか 中尾 郁代  
白そうびひとつひとつにかげもちて咲きのさ  
かりのしづけさにみつ 谷 口 ぶ佐子

#### 涼風コント

##### あつかましき會話

エム・ヨシムラ

「じゃ、やはり、事務系統の仕事で」  
「それを望みません」  
「仲々、ありませんよ、特に四十過ぎの男子の仕事は、何か企業をなさつたら」  
「仕事は、仲々ありませんよ、筋肉労働をやつた経験がありませんか。」  
安定所の職員が聲を上げて立つた。

「ないですな」と答えた。

「そうですか、それだつて、求職に對する求人は、きわめて少ないのですが、待つていたければ、何とか、あると思いませんか。」  
「しかし、力仕事には自信がありませんよ。」

「そのかと思はれます。京都府少年防犯課が不良行為者として取調べた青少年中五十一%の即ち半分が學徒でありその三分が即ち過半数が小學校の児童であつたとかであります。日本全國の少年犯罪者の教育程度を概観してみましても小學校高等科卒が一番多く尋常科卒が之に次ぎ中學退中卒が之に次ぎと言順になつてゐます。環境的には犯罪と最もかけはなれた學園に身を置く者であり乍ら而も現實がかくも相反した不良兒を多く出してゐると言ふ事はまことになげかわしいものかと驚嘆の外なものであります。

米國の或不良少年のみを收容してゐる州立の學校生徒四百人に就いてその不良原因を調査した所、その四七、五%が學校が面白くない、無断欠席してゐた者が二五、八%は學校嫌で、一八、八%は教師と衝突した者で、四四%が品行不良として教師からいられたかであるが我國のそれと似通つた所が多いのであります。

これら學徒の不良化原因は一般少年と同じく今日の社會的經濟的思想的混亂に基因するものもありませんが一般に學校で放任され忘れられて教化の恵を十分うけられずにいる者が多いのであります。この事よりみましても少年不良化防止に學校がもつと防犯教育に力を注ぐべきだと思ひます。「新教育即防犯教育」之は私の常に念願してゐる事の一つであります。

以上私は最近に於ける兒童不良化の特に著しい傾向として少年犯罪件數の急激な増加とその質の悪化と、中流普通児童の不良化の昂進と學徒犯罪の急増の三點についてごく概略的に述べたのですが、さらば少年の不良化防止に如何なる對策を講じなくてはならないかと云ふ点について以下述べてみたいと思ひます。(續く)

「それが、仲々、それは、いかにいらしうのです。こちらも首切り旋風が吹きさうです。」  
「そこで、貼紙に及びましたね。」  
「そんなわけです。」  
「ところが、野球もやりますか。」  
「やります。失業對策野球です。」  
「この職員ですか。」  
「え。」  
「やはり、暇がありませぬ、首切り旋風が見舞うのも無理からんですね。」  
安定所の彼は、苦笑した。

「僕も野球が好きなんです、結構な職場で羨ましい次第です。」

「でも、仲々、あなたのように朗らかな客がめつたにないの、一日やつてゐると気がめいります、いやな職業です。」  
「では、交代してみませんか。」  
彼は再び沈黙のカツチウの中に身をこよめた。そこで、失業氏はひよいと職員を肩ごしに机を見た。

「天與の性慾をまげずと記した一冊がある。あれは、あなたの机ですか。」  
「え。」  
「あなたも筋肉労働をなさると、あゝした書物の必要がなくなりませぬ。」